

## 住民監査請求があつた旨の監査委員からの通知（地方自治法第242条第3項）

番号	監査委員からの通知日	件名 (監査委員事務局受付日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和7年11月25日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和7年11月25日)</p> <p>特別支援学校北勢きらら学園では、事務職員を除く全ての教職員に対し2025年8月27日と9月2日に各30分間の人権研修会が行われた。この研修会は三重県教育委員会事務局人権教育課の「部落問題と個人的な人権問題に関する理解知識を深めるため、全ての教職員を対象に研修を実施する」という方針に基づいたものである。</p> <p>一方、教育公務員特例法は、研修は任命権者が行うものと規定していない。</p> <p>従って、今回実施した研修は、県教育委員会の職務権限に基づかないものであるから、研修の受講は教員の職務にはなり得ない。これにより県は教員から受けた労務提供を受けることができず人権研修会受講時間分の損害を受けた。</p> <p>よって、県教育委員会教育長は損害額相当額を自己弁済すべきである。</p>	教育委員会

住民監査請求があつた旨の監査委員からの通知（地方自治法第242条第3項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (監査委員事務局受付日) (請求の趣旨)	関係部局
2	令和7年11月26日	<p>三重県国土整備部に関する住民監査請求 (令和7年11月25日)</p> <p>2025年6月27日に三重県が締結した井田地区海岸緊急保全（養浜工）工事契約は、2000年から始まった養浜工事から現在まで途切れなく続けられている。</p> <p>この間、使用される砂利の洗浄が行われずごみ処理もされていないこと、土砂の量が不足していること、工事の効果検証が行われず、仕様もほとんど変更なく行われている等、三重県は真摯に災害を防止し、県民の安全を図ろうとしていない。</p> <p>つまり、本件工事は、今のままで井田地区海岸を緊急保全するための工事としては無駄であり、違法または不当な工事であるから、公金の支出を停止する等必要な措置を求める。</p>	国土整備部